

令和元年度

鹿児島県原子力防災訓練の記録

令和2年6月

鹿児島県危機管理防災局  
原子力安全対策課

# I 原子力防災訓練の実施状況

## I-1 訓練実施の趣旨

県では、国、関係市町及び防災関係機関等と連携して、川内原子力発電所1号機が試運転を始めた昭和58年度から、県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、毎年度原子力防災訓練を実施<sup>\*</sup>している。

令和元年度は、県及び薩摩川内市など関係周辺市町の主催により実施した。

訓練は、川内原子力発電所の周辺地域住民のほか、警察、消防、自衛隊など約210の関係機関、約5,000人が参加し、情報伝達や事態の進展に応じた段階的避難などの手順を確認したほか、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会や昨年度の訓練反省会等での意見等も踏まえ、オフサイトセンターの非常用発電機への燃料供給訓練、代替オフサイトセンター立ち上げ訓練、甕島住民の大型自衛隊ヘリによる本土への搬送訓練、長島町住民の船舶による避難、タクシー協会による緊急輸送訓練、ドローンを活用した道路被害状況確認訓練、外部委託(第三者機関)による訓練の評価・検証など、新たな訓練を実施した。

そのほか、UPZ外の受入市町への住民避難訓練、モニタリングポストへの燃料供給訓練などについて、規模や訓練方法などを拡充して実施した。

※ 訓練未実施の年度

- ・ 平成22年度：鳥インフルエンザの発生に伴い中止
- ・ 平成23年度：県及び関係市の「原子力災害対策暫定計画」に基づく訓練を実施することとし、実施を見合わせ
- ・ 平成26年度：関係市町の要援護者の避難支援計画が作成中のため、実施を見合わせ

## I-2 令和元年度の訓練の特徴

### 1 段階的避難に係る住民理解を深めるための想定

- (1) 第1段階：P A Zの要配慮者避難
- (2) 第2段階：P A Zの住民避難，U P Zの屋内退避
- (3) 第3段階：U P Zの空間放射線量率に基づく住民避難

### 2 警戒事態における初動対応訓練の実施

- (1) 発災直後の情報伝達や関係職員の参集，オフサイトセンターの立ち上げ手順の確認
- (2) 被災状況などの情報収集，実動機関への派遣要請，住民等に対する情報提供
- (3) 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）の避難準備
- (4) 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）の屋内退避する放射線防護施設稼働訓練

### 3 オフサイトセンター参集・運営訓練（拡充）

- (1) オフサイトセンターの立ち上げ及び運営に係る訓練
- (2) 緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを実施し，空間放射線量の測定，分析結果に基づく一時移転地域の特定に係る手順を確認
- (3) 避難住民の防護措置の実施方針を作成（図上訓練）
- (4) 非常用発電機への燃料供給訓練（新）
- (5) 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ訓練（新）

### 4 住民等に対する広報訓練（拡充）

- (1) 広報車，防災行政無線，緊急速報メール（日本語・英語（新）），コミュニティFM等による住民や観光客等一時滞在者への情報伝達訓練
- (2) 観光施設等での観光客等一時滞在者への情報伝達訓練
- (3) 外国語による情報伝達訓練

### 5 避難・避難誘導・屋内退避訓練（拡充）

- (1) 避難所等での屋内退避

大規模地震による建物の倒壊等により，自宅等での屋内退避ができないことを想定して，近隣の避難所での屋内退避訓練

(2) 要配慮者等の避難訓練

- ア 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）による放射線防護施設での屋内退避訓練
- イ 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し，放射性物質の放出状況や被災状況を踏まえ，10km以遠の社会福祉施設等の避難先を調整
- ウ 九電等によるPAZの山間部の高齢者等に対する支援訓練
- エ 九電による追加配備車両を用いた避難訓練

(3) 広域避難訓練

UPZ外の受入市町への住民避難訓練（拡充）

(4) 離島，孤立化地域等への対応

- ア 甕島地区での船舶等による住民搬送訓練
- イ 甕島住民の空自大型ヘリ（チヌーク）による本土への搬送訓練（新）
- ウ 長島町住民の船舶避難（新）

(5) 保育園，幼稚園，学校の避難訓練

各施設において，保護者への情報連絡，施設内での引渡しを実施し，各施設の避難計画に基づく手順を確認（複数日での訓練実施（新））

**6 避難所設置等の訓練（拡充）**

- (1) 避難所開設から住民の受入について避難元と避難先の自治体との手順を確認
- (2) 原子力防災に関する基礎知識や災害時の心構えなどに関する防災講習会の開催（受入市町住民向けの講習会も実施（新））
- (3) 健康相談窓口の開設
- (4) 避難所での防災用品等備蓄物資の展示
- (5) 住民体験型訓練（段ボールベッド組立て等）の実施
- (6) トラック協会による支援物資搬送

**7 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練（拡充）**

(1) 避難退域時検査

- ア 住民への検査手順の周知及び検査体制の確認
- イ 車いす利用者，複数汚染箇所を想定した検査
- ウ 簡易除染で除染できなかった場合の拡散防止処置訓練（新）
- エ 検査場所候補地での検証（拡充）

(2) 安定ヨウ素剤配布

住民への配布手順の周知や一時集合場所での配布